

大和市告示第47号

大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大木 哲

大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市自治会連絡協議会補助金交付要綱（平成18年大和市告示第114号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に対する補助金の交付にあたり」を「の事業等に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて」に、「基づく手続等について」を「定めるもののほか、必要な事項を」に改める。

第4条中「（以下「補助金交付申請書」という。）」を削り、「及び」を「、」に改める。

第6条中「防犯灯設置事業補助金、自治会館建設費補助金」を「自治会館等集会施設整備事業補助金」に改める。

第8条中「取り消すこと」を「取り消し」に改める。

別表第2号及び第3号を削り、同表第4号補助金名の欄及び補助対象及び補助金額等の欄を次のように改め、同号を同表第2号とする。

自治会館等集会施設 整備事業補助金	<p>1 自治会館等集会施設（以下「集会施設」という。）とは、地域住民の相互理解と自治会の円滑なる運営を図る場として利用される公的な施設をいう。</p> <p>2 この補助金は、自治会が行う集会施設の新築（買収を含む。以下この表において同じ。）、増築、改築、修繕又は用地購入（以下「新築等」という。）のうち、次の各号に該当するものを対象とし、自治連に交付する。</p> <p>(1) 新築等に係る費用が300,000円以上のもの</p> <p>(2) 計画的な執行をするため、あらかじめ各自治会において、新築等の執行予定を自治連事務局に届け出たもの</p> <p>(3) 修繕については、次に該当するものを対象とする。</p> <p>ア 会館内外装関係</p> <p>イ 冷暖房換気設備関係</p> <p>ウ バリアフリー及びユニバーサルデザイン化関係</p>
----------------------	--

エ その他（給排水設備・ガス設備・浄化槽設備工事関係）

オ その他市長が特に必要と認めたもの

(4) 新築、増築又は改築については、対象となる建築面積は250平方メートルまでとし、それを越えた部分は対象外とする。この場合において、1自治会で複数の集会施設を保有する場合は、新築、増築又は改築に係る補助金の交付を受けている当該部分の建築面積を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この補助の対象外とする。

(1) 外構等建物に付随しない工事

(2) 当該自治会以外の収入を充当する部分の工事

(3) 新築に伴う造成工事及び既存工作物等の撤去工事

(4) 仲介手数料、登記に要する費用、印紙代、整地費用等の新築等に付随する費用

(5) 過剰な設備又は不適格な用地など、市長が集会施設に係る補助として不相当と認めるもの

4 補助金の額は、当該年度の市の予算内で次の事項により決定する。

(1) 集会施設の新築費に対する補助金の額は、当該費用に100分の50を乗じて得た額とする。

(2) 集会施設を増築費、改築費及び修繕費に対する補助金の額は、当該費用に100分の35を乗じて得た額とする。ただし、火災、台風等の災害により保険金等で充当された費用は除くものとする。また、冷暖房換気設備については、耐用年数を10年とし、その期間内は再度の補助をしないものとする。

(3) 集会施設の用地購入費に対する補助金の額は、当該費用に100分の50を乗じて得た額とする。

(4) 前3号の規定により計算された補助金の額は、次に掲げる金額を上限とする。

ア 新築費 12,000,000円

イ 増改築関係 3,000,000円

ウ 会館内外装関係 3,000,000円

エ 冷暖房換気設備関係 500,000円

オ バリアフリー及びユニバーサルデザイン化関係
500,000円

カ その他（給排水設備・ガス設備・浄化槽設備工事関係）
1,000,000円

キ 用地購入費 12,000,000円

(5) 前号に掲げる工事等を2以上行う場合は、そのうち最も高い上限額を補助金の上限額とする。ただし、新築費及び用地購入費に限り、それぞれに規定する上限額を合わせた額を補助金の上限額とする。

(6) 積算して得た補助金の額に1,000円未満の端数がある場合は、それを切り捨てる。

5 新築に係る補助金の交付を受けた集会施設の全面改築は、国が定める固定資産耐用年数の期間を経なければ、改築に係る補助金を受けることができない。ただし、災害その他やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

6 新築又は用地購入に係る補助金の交付を受けた集会施設は、当該集会施設の建築完了後5年以内に譲渡し、又は取り壊してはならない。

7 用地購入に係る補助金の交付を受ける場合、用地を購入する自治会は、当該用地を購入する前までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けなければならない。

8 当該自治会は、当該用地の購入後、速やかに当該自治会を所有者とした所有権の登記をしなければならない。この場合において、登記完了後5年以内に集会施設の建築を完了するものとする。

9 第4条の書類は、当該新築等に係る概要、費用等を明らか

にした書類とする。

10 自治連は、補助金を受領した後、速やかに当該自治会へこれを交付しなければならない。

別表第5号補助金名の欄中「自治会館賃借料補助金」を「自治会館等集会施設賃借料補助金」に改め、同号補助対象及び補助金額等の欄中「自治会館賃借料」を「自治会館等集会施設賃借料」に、「自治会館土地賃借料」を「集会施設土地賃借料」に、「自治会館設置」を「集会施設設置」に、「自治会館建物賃借料」を「集会施設建物賃借料」に、「自治連は、補助金交付申請書に」を「第4条の書類は」に、「及び建物賃借料等」を「、建物賃借料等」に、「を添えて、市長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同号を同表第3号とし、同表第6号補助対象及び補助金額等の欄中「又は改修」を「、改修等」に、「自治連は、補助金交付申請書に」を「第4条の書類は」に、「を添えて、市長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同号を同表第4号とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。